

# 北の自然

第  
43  
号

1990年1月1日

あけまして

おめでとうございます



札幌・定山溪

○「森林特措法」特集

# 「森林の保健機能増進に関する特別措置法」の廃案についての要請

北海道自然保護連合  
代表 稲田孝治

(趣旨)

現在、参院において審議中である本法案は、農林水産省当局が「森林の保健機能の増進」という名目で、国有林はじめ日本の森林、特に我が国の自然環境保全上決定的な意義をもつ各種保安林を事実上無軌道なレジャー開発に提供する危険な道を開くものであり、私たちは本法案の立法化の企画に強く反対し、その即時の廃案をここに強く要請いたします。

(記)

1、本法案は「森林の保健機能の増進」という名目で、各種レジャー施設を含むいわゆる「森林保健施設」をつくるよう、全国森林計画、地域森林計画を変更あるいは新たに定めることを、農林水産大臣、都道府県知事に積極的に義務づけている(第3条、4条、5条)。また、森林所有者の施設計画の変更が、進んで奨励される(第6条)。

2、このような「保健機能森林」や「森林保健機能増進計画」が設定されることにより、保安林の保全のために従来「森林法」により厳しく限定されていた各種の制限措置が、大幅に緩和される(第7条、8条)。

3、また、森林組合法に特例が設けられ組合員外による大規模開発に道を開く(第9条)とともに、国有林野もそのために進んで提供するよう「配慮」される(第10条)。

4、私たちは、近年、自然環境の破壊の振興にともない、国民が原生的自然との触れ合いをますます求めていることを良く知っており、そのために自然環境を破壊せず、自然と親しむことのできるような施設(良く配慮された遊歩道や自然休養林など)の整備については、積極的な協力も惜しまない。しかし、これらの施設は、現行法のもとでは十分可能であり、このために新法が必要とされるとは考えられない(国有林は1988年現在、1100か所、56万haの森がレクリエーションの森として指定されている★「林業白書」昭和63年度、23-24ページ)。

問題であるのは、本法案の説明資料にも引かれているように「国有林事業」の「ヒューマン・グリーン・プラン」には、「スキー場、パブリックゴルフ場、ホテル、ペンション」などが明記されており、こうした「森林保健機能施設」の建設を担うのは大規模民間デベロッパーにほかならない。例として、89年度現在、本道のゴルフ場数は125か所あるが、現在造成中17か所、計画中が26か所あるといわれ、このような傾向は本法案の立法化にともない、さらに加速されるであろう。また、スキー場は、現在の122か所に加えて、さらに61市町村が争って開発しようとしている。これらは、最近の広島町島松でのゴルフ場の農薬汚染による養魚場の魚の大量死に見られるように、道民の「保健機能増進」ところか自然環境と人間のためのその真の保健機能の破壊以外の何者でもない(このゴルフ場の支配人だった島村氏はこの1日、疲労のため急死された)。

5、林野庁は、対象面積の制限や違反の場合の復元命令など制限条項があるので、破壊にならないとしているが、新聞報道によれば、林野庁はゴルフ場で18ホールで数10ha程度までは、保安林の解除なしでも可能と考えている様子である。しかし、保安林の「一部」に、スキー場やゴルフ場やホテルが設けられるならば、その周辺のかなりの区域を含めて、以後永久に保安林でなくなることは明らかであり、その「復元」がほとんど不可能であることも論を持たない。そのうえ「保安林のままで」開発行為を認められ、営利事業を営むものには、固定資産税はじめ各種の税制上の優遇措置が与えられることも不合理かつ不公平である。

6、さらに、事前の一括した計画により、これまでの森林法に認められてきた保安林の解除や新設に対する住民をはじめ利害関係者の「意見書」の提出の機会が排除されるが、これは国民の「環境を守る権利」の重大な侵害であるといわざるをえない。現に室蘭市の幹部は、室蘭岳の水源かん養保安林をスキー場の為に伐採しようとする企てに抗議している「室蘭岳の自然を守る会」の人々にたいして、「この法案が通ると、あなたがたには気の毒なことになる」と放言すらしている。

以上の理由から、私たちは、この法案の廃案を要求して行くことを明らかにします。また、本法案立法化を機とする室蘭岳の保安林解除の企てにたいしては、改めて全道的規模での反対運動を展開することを申し添えておきます。

# 「森林の保健機能増進に関する特別措置法」を廃案に

「森林の保健機能増進に関する特別措置法」

一九八九年も押し寄せました十二月一日、全国の自然保護団体が反対するなかで「森林の保健機能増進に関する特別措置法(森林特措法)」が成立しました。同法は八九年三月に国会に提出され、継続審議になり、今回の臨時国会に再提出され、十一月一六日の衆議院農林水産委員会可決(自・社・公・民が賛成、反対は共産のみ)、翌日の本会議をへて、十二月一日参議院本会議で成立しました。

従来保安林にレジャー施設を造成する場合、保安林解除の申請を知事と農林水産大臣に提出し、その認可を待っての開発だったが、この法特措法によって知事による地域指定を受けると、その手続きが不用になります。具体的な問題としては室蘭岳スキー場の場合など同法によって地域指定を受けた場合は、今行っている「保安林解除に対する異議意見の提出」という手法が無効になるために、運動に法的後立てがなくなるのです。

森林特措法は森林のレジャー開発への可否の決定権が大幅に知事のものとなるのです。このことに注目したいものです。

(追記) 12月22日林野庁から返事が届きました。次号で紹介いたします。

# 知床生態系保護地域設定委員会の報告

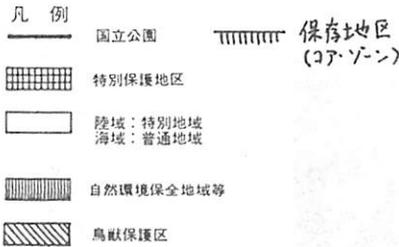
## 知床森林生態系保護地域設定に関する意見書

北海道自然保護連合  
知床自然保護協会  
北海道自然保護協会

表記の件に関し以下のごとく要望いたします

1. 森林生態系保護地域の範囲について、知床横断道路以西の国立公園地域（羅臼湖周辺湖沼群、318、319 林班等）と遠音別原自然環境保全地域及びその周辺を含めること。
2. 森林生態系保護地域に囲まれた国有林以外の地域（民有林、100 m<sup>2</sup>運動地ほか）も同保護地域に含めること。
3. バッファについて「保全利用地区」という用語を用いているが、この地域本来の性格から「保全地区」に改めること。
4. 保存地区と保全地区の取り扱い方針について不明確な点が多いので、許される行為、利用のあり方を具体的に示すこと保全地区の利用は教育的利用等、その趣旨に反しない最少限のものとし、少なくとも国立公園計画、同管理計画の範囲を越えるべきではない。
5. 海岸地域（相泊～知床岬、幌別～知床岬）を保存地区とすること。
6. 国立公園特別保護地域及び第1種特別地域は保存地区とすること
7. 知床横断道路及び道道知床公園線沿線の保全地区は必要最少限の幅で設定し、保存地区を拡大すること。
8. 遺伝子保存林と森林生態系保護地域との関係を明確にすること。

## 自然環境保全地域等位置図



88年12月「林業と自然保護に関する検討委員会」の答申を受け89年4月、全国で12ヶ所の「保護林」が設けられ、各地域ごとに「保護地域設定委員会」を招集し具体的線引きを

行うこととなっている。

知床半島については「横断道周辺以東」がその地域に指定され、実際の線引きを「知床生態系保護地域設定委員会」で決める。委員会は今まで4回持たれ（7月17日、8月23日、10月11日、12月15日）、8月は現地調査も行っている。当初予定では次回第5回（2月中旬以後に予定）であったが、10月に提出された『スケルトン』をめぐって「87年の伐採地を含むかどうか」で分裂したままであるため最終答申になるかどうか不明である。

この委員会には当初地元の知床自然保護協会からの代表が含まれておらず「合意」の形成がこれでは不十分であるため連合として要請文を道営林局長宛に送りました。知床自然保護協会・北海道自然保護協会・北海道自然保護連合の三者の代表による話し合いが11月11日、12日に持たれ、13日に営林局側と三者代表この話し合いが実現しました。

最終的な結論が出される時には科学的な判断と私達の想いが加った形であってほしいものです。

なお委員の名簿は「北の自然」No.41を参照して下さい。「スケルトン」は連合事務局にあります。

# 連合加盟団体めページ

## はがき作戦再開へ

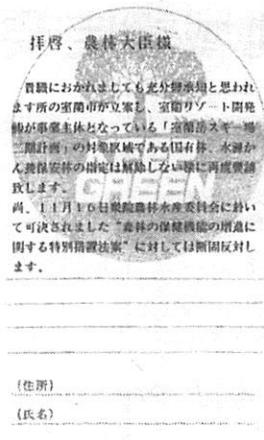
### 室蘭岳の自然を守る会

ねばり強い運動を続け、三度目の冬を迎えた「室蘭岳の自然を守る会」では、農林水産大臣宛に「拝啓 農林水産大臣様」というハガキを集中しています。内容は室蘭岳の国有林の水源

かん養保安林を指定解除しないよう要請することと、「森林の保健機能増進に関する特別措置法（森林特措法）」に断固反対していく意志の表示です。

できるだけ多くの方に出して頂きたいということで、守る会もしくは連合事務局に用意してありますので協力をお願いします。

〒050室蘭市港北町5丁目96 三浦進方  
室蘭岳の自然を守る会事務局



(住所)  
(氏名)

## 「あすの夕張を考えるシンポジウム」開催

### ユウパリコザクラの会

昨秋、国土計画がスキー場造成を発表したことを機会に、貴重な高山植物、昆虫の保護をはじめとする自然の保護と、炭坑閉山後の地域の自立を考えるという「あすの夕張を考えるシンポジウム」が夕張市で開催されました。12月2日〜3日の日程で200余人余が集い、議論を行いました。

僕は1日目だけの参加だったのですが、パネルディスカッションの盛り上がりはかなりのものでした。札幌などに生活する非地元民、バネラーの「地域自立のためには人口の減少もかまわ

ない」という意見に対し、理解は出来ても心が納得しないのか半は感情的に自分の意見も述べた地元の男性の姿は印象的でした。それから夕張と同じような立場に置かれている町の方の報告も、実に生々しく聞き入るほどに絶望的な気持ちになっていくのが判りました。大人の入達か多勢の前で、自分の意見を表現することはほ



「石炭の歴史村」の近くに会場が設けられた

とんどないと思われるなかで、本音の言えない状況の中で、12月2日の夕張だけは違ったようです。時間が十分でなかったかも知れませんが、くれど意見を「ぶつける」姿がそこにはありました。

2日目は分散会になり、同じテーマを小人数ごとに別れて討議し、全日程を終えました。

(宇仁義和)

## 北海道自然保護連合加盟団体名簿

団 体 名	〒	住 所	☎
大雪と石狩の自然を守る会	071	旭川市末広東1条4丁目 稲田孝治方	0166-51-9972
十勝自然保護協会	080	帯広市緑ヶ丘8-1 高橋久道方	0155-36-1089
根室自然保護協会	087	根室市松本町2の2 細川憲了方	01532-3-2942
釧路自然保護協会	085	釧路市春湖台1の7 釧路市立博物館内	0154-41-5809
南北海道自然保護協会	042	函館市榎本町1の17 宗像英雄方	0138-57-3648
海獣談話会	080	帯広市稲田町基線5-34 池上洋子方	0155-48-5403
知床自然保護協会	099-41	斜里郡斜里町本町41 斜里町立知床博物館	01522-3-1256
北オホーツクの自然を守る会	098-57	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘 吉田政保方	01634-2-2581
道央地区勤労者山岳連盟	060	札幌市北区北7条西8丁目	011-747-7268
道東地区勤労者山岳連盟	085	釧路市千歳町10の46 小原忠一方	0154-41-6096
浜頓別自然保護協会	098-57	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘 山内昇方	01634-2-2684
苫小牧自然保護協会	053	苫小牧市光洋町3の3の10 紀藤義一方	0144-74-4927
(社)北海道自然保護協会	060	札幌市中央区北3条西11丁目 第5加森ビル	011-251-5465
道東の湿原を守る会	085	釧路市弥生2の11の30 水野正方	0154-42-5413
釧路キャンプ協会	085	釧路市弥生2の11の30 水野正方	0154-42-5413
沙流川を守る会	055-01	沙流郡平取町二風谷 山道康子方	01457-2-2061
ニセコ・羊蹄の自然を守る会	047	小樽市緑2丁目19の8 針山義久方	0134-22-8286
大雪の自然を守る会	068	岩見沢市春日町2丁目 加藤厚雄方	0126-24-7355
北海道の自然を考える会	065	札幌市東区北20条東1丁目 喫茶ミルク	011-741-2490
キツネハウス	066	千歳市東雲町胆振千歳郵便局 私書箱14号	0123-29-2433 (平井様方)
然別湖の自然を考える会	080-15	河東郡上士幌町糠平 川辺百樹方	01564-4-2150
藻琴山の自然を守る会	099-32	網走郡東藻琴村334-54 中西和典方	0152-66-3246
室蘭岳の自然を守る会	050	室蘭市輪西町2丁目7-9 二井田高敏方	0143-44-4823
日高山脈を守る会	080-23	帯広市拓城町52 安井幸紀方	0155-60-2266
札幌周辺の自然を考える会	064	札幌市中央区南5条西14丁目 網島俊方	011-563-4934
ユウバリコザクラの会	068-04	夕張市千代田3番地14 H56-1-204三浦方	01235-2-1577

# 切り抜き

前回は休載した「切り抜き」を再開します。

8月から10月分を掲載します。8月は次年度の施策が公表され予算の額も明らかになります。

新聞報道では、イベントや事件は大きく扱われますが、環境の保全に最も関係する地域開発や役所の動きについての報道は一部を除いてごく少ないものです。そこで今回は役所の動きを中心に記事を並べてみました。今、役所はどういう目的を根拠に事業を行おうとしているのかが、事業の名前から知ることが出来ます。世の中リゾート開発ブームですが、役所の小さな事業にまで、リゾート時代であることを示しています。特に林業関係での事業に注目して下さい。生産目的ではなく、ミニリゾート的なものが目につきます。その下にある「構造」は同じなのですが。

## ○幾春別新水路着工へ

道開発庁は石狩川洪水の常襲地帯である空知管内北村地区の幾春別川新水路建設事業の新規着工を来年度概算要求に盛り込む方針を固めた。計画は、石狩川と幾春別川の合流点を現在より4km下流に移し、石狩川に平行して走る新水路をつくる。

(8・2 道新)

## ○銀河トンネル着工へ

道開発庁は層雲峡をほぼトンネル化する「銀

河トンネル」の本工事着工を来年度概算要求に盛り込む方針を固めた。これは87年、死傷者8人を出した崩落事故を受けてのことだが、トンネル完成により景観が失われることから層雲峡を、スポーツ施設化し滞在型観光地に切り替える構想が上がっている(10月20日着工)。

(8・3 道新)

## ○野々沢川の雑木林を守って

札幌市内南区の豊平川支流野々沢川の右岸に茂る雑木林の保護を求めて住民らが市長に陳情書を提出した。近年、宅地造成や河川改修が進み雑木林が破壊される恐れがでてきたため。

(8・6 道新)

## ○「啓発の森」一匠の森」造成地決まる

本ねどから始まった道の「森と木の里」整備事業で、天然林を活用し、森林の働きなどをPRする「啓発の森」を十勝管内芽室町に、人工林を生かし、林業などを体験学習できる「匠の森」胆振管内壮瞥町に造成することを決めた。両方合わせての総工費は2億5千万円となっている。

(8・9 道新)

## ○十勝川流域をリゾート地区に

道開発局は、「道特定開発事業推進調査」の結果をまとめた。その中で、十勝川流域をリゾートエリア、空知中部を国際的観光地、噴火湾沿岸を海洋開発の拠点にすることを提案している。

(8・9 道新)

## ○「年度内にアクセス手続きは終えたい」

阿部歩男開発庁長官は記者の質問に対し「千歳川放水路は抜本的な放水対策として欠かすことが出来ない。しかし地元の住民のコンセンサスも大事だ。着実に推進する考えでいるし、本土内にアクセス手続きは終えたい」と語った。

(8・10 道新)

## ○都会っ子に「いとも自然王国」

厚生省は都会の子供向けに、自然に恵まれた地域に「宿泊施設も備えた児童館」をつくる方針を固めた。来年度は近畿地方に2ヶ所建設し将来的には各都道府県1ヶ所程度にしたい考え。約5億円を来年度概算要求に盛り込む。

(8・15 道新)

## ○酸性雨列島全域で確認

環境庁がまとめた酸性雨対策調査結果で全国で酸性雨が確認されていることが明らかになった。本道では、札幌市PH<sup>5.0</sup>、岩見沢市PH<sup>4.9</sup>など。

(8・15 道新)

## ○「原発活用いい方法だ」

森山真弓環境庁長官は原子力についての記者の質問に対し「環境破壊防止の面で石油よりはいいエネルギーと聞いている。原発事故などその危険性に十分注意しながら活用することがいい方法だと考える」と答えた。ゴルフ場については「各都道府県がよく実態をつかんで対応すべきだ」と答えた。

(8・17 道新)

## ○ガイド養成講座花盛り

自然志向を反映し、近年養成講座が盛んになりだし、道自然保護課、道林務部が既に始めている他、道営林局が現場職員向けの研修を今年から開始している。

(8・17 道新)

## ○都市住民用に「ふれあい漁村」

水産庁は海洋性レクリエーションが多様化する中で景観の優れた漁港、漁村を都市住民にも親しまれるようにするため、多機能の施設を整備できる「ふれあい漁港漁村整備事業」を90年度から計画している。

(8・23 道新)

## ○道開発局、苫小牧市に正式回答

千歳川放水路に関して苫小牧市が提出していた質問に対して、道開発局が回答を公開。市は正式回答として受け取った。この中で気象と水質変化は調査継続と明記している。

(8・23 道新)

## ○タンチョウ生息調査に454万円

環境庁は90年度概算要求をまとめ、地球環境問題に積極的に対応していく方針にした。また5年毎に行っている「タンチョウに対する生息地特別調査事業費」として454万円を盛り込んだ。

(8・24 道新)

## ○「環境保全」の要望書提出へ

日本生態学会は第36回大会でスキー場計画が進められている夕張岳の高山植物保護など、自然環境保全を求める7つの要望書を提出するこ

とを決めた。

(8・25 道新)

○「なぜ札幌のゴミを」住民運動広がる

札幌市の隣の広島町には道に届け出があるだけでも34haの産業廃棄物処理場があり、次から次に新設されることにに対し住民が「西の里の環境を守る会」を設立。反対運動を行っている。

(8・28 道新)

○世界キャンプ大会札幌へ勝致

道開発庁は滝野すずらん丘陵公園で99年度に世界キャンプ大会を誘致することを計画している。オートキャンプの普及の起爆剤にしたいと考えた。

(9・3 道新)

○地元自治体の同意を最優先

道開発局は苫小牧市議会の議員協議会で、千歳川放水路計画は地元の合意なしには進めないことを強調、また84年8月作製のパンフレットに記述の誤りがあることを認めた。

(9・5 道新)

○湖沼の浄化と併せレジャー施設造成

湖沼の浄化とレジャー施設を整備する「レークフロント整備事業」に建設省が来年度から取り組む方針をとった。

(9・5 道新)

○スパイクタイヤ規制期間延長へ

札幌市の条例改正が固まり、スパイクタイヤの規制期間を3月1日〜12月15日とする事になった。今冬から実施の方針(10月20日成立)。

(9・9 道新)

○住民主導で公害防止協定

札幌市などからの産業廃棄物問題が住民運動にまで発展している石狩管内広島町で、地元住民と廃棄物処理業者、町、地権者の4者による公害防止協定が締結された。

(9・13 道新)

○観光軸に開発調査

道開発庁は釧路岳周辺地域の開発を進めるために、開発基盤整備事業推進調査を来年度から3ヶ年で実施する方針を固めた。同地区は来年度にも国定公園への昇格が予想されている。調査費は3ヶ年で約4千万円。

(9・14 道新)

○宮島沼の鉛中毒対策、道補正予算案計上へ

美唄市宮島沼のハクチョウ鉛中毒死問題で、道は再発防止に向けた作業を9月下旬に実施する方針を固めた。関連経費約百万円は補正予算案に計上される。

(9・15 道新)

○道内リゾート、共倒れを懸念

総務庁の全国管区行政監察局庁会議で北海道管区行政監察局長は「リゾート開発もスキー、ゴルフ、ホテルの三点セットばかりで個性がみられない」と共倒れを懸念するとともに、環境破壊につながるかわねないリゾート振興にも対応する必要があると指摘した。

(9・19 道新)

○伐採した分、基金で植林を条例化

胆振管内厚真町議会は間緑化事業基金条例案を可決した。ゴルフ場などで伐採された森林と

同面積の植林を同基金でまかない「緑のバランス」を保ための条例。

(9・23 道新)

○サケ産卵床で河川工事―豊平川

札幌・豊平川のサケ産卵床にあたる部分で開発局と札幌市による下水道整備工事が行われている。市工事中部工事課長は「現場付近がサケの産卵床であることは計画策定段階では認識していなかった」と語った。

(9・22 道新)

○ニセコへリポート

道開発庁と道の補助事業で、後志管内ニセコ町が来年度から公共ヘリポートを建設することになった。総工費は約1億5、600万円で、道内では足寄町・占冠村に次ぎ3番目。

(9・26 道新)

○通産省、幾春別川開発を後押し

幌内炭坑の閉山後の地域振興策として地元が要望している幾春別川総合開発事業について通産省は道開発庁とも連携し、来年度着工を目ざすことになった。総事業費は約600億円。

(9・29 道新)

○道、地下水汚染8市で調査

道公害対策議会水質部会は、地下水の水質測定計画をまとめた。これを受け、道は今年度中に札幌・旭川など8市じ水質測定調査を実施する。

(9・30 道新)

○リゾート開発に指針―知事答弁

定例道議会での長沢徹(社会・道民連合)の

質問に対し、横路知事は「道自然環境保全指針や道観光振興基本計画との調整を計りながら、リゾート開発に関して指針づくりの検討を行う」と応えた。

(10・5 道新)

○春グマ駆除、制限強化を

道は昨年春グマ駆除に大幅な制限を加えているが、被害が2年に1件のみであるため、制限を強化していく議論が高まっている。近く道議会でも史上初めて、代表質問でヒグマの保護問題が取り上げられる。

(10・7 道新)

○ナショナルトラスト全国大会

小清水町で7日から2日間ナショナルトラスト全国大会(第7回)が開かれ、全国から40団体200人が参加した。

(10・8 道新)

○地球環境保全へ技術協力を強調

「地球環境保全国際議員フォーラム」の開会あいさつで、海部首相は「世界経済の発展にとって環境を破壊しない持続可能な開発が重要である」と述べ、「地球温暖化対策では、炭酸ガス削減のため、エネルギーの利用効率を高める技術などを開発する」とした。

(10・9 道新)

○廃棄物に課徴金でリサイクル促進

経企庁の私的研究会である「省資源、省エネルギー生活推進研究会」は資源浪費型の商品と省エネ型商品との価格差を明確にすることや、廃棄物の排出者へ課徴金を適用することが急務

であるとう提言をまとめた(10月21日行政指導決定)。

○「ゴルフ場の農薬使用ほぼ適切」  
(10・17 道新)

札幌市環境管理部と各保健所が市内13か所全てに立ち入り調査を行った。それによると保管に「不適切」が1ヶ所、あとは「適正」とされた。

(10・18 道新)

○千歳川放水路美々川源流除外を

横路知事は道議会で、放水路予定ルートの美々川源流部が道の自然環境保全指針の「すくされた自然地域」に含まれることを報告し、同地を予定ルートから除外するよう道開発局に要請していることを明らかにした。

(10・18 道新)

○白旗山スキー場整工

20日より札幌市豊平区白旗山に全長15kmの距離スキー競技場の工事が始まる。来年3月の冬季アジア大会にまず使用される。

(10・20 道新)

○核廃棄物・天塩で陸揚げ

動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が留萌管内幌延町に高レベル放射性廃棄物貯蔵・研究施設(貯蔵工学センター)の立地を計画しているが、科技庁の担当者が核廃棄物を天塩港で陸揚げする構想であることを表明した。同港は道開発局留萌開発建設部が81年度に90億円近い総工費で新港建設に着工している。

(10・20 道新)

○建設廃棄物処理対策研究会を設置

広島町で埋め立て地設置の反対運動が起るなど産業廃棄物の処理が問題となっているが、北海道建設業機械協同組合は同研究会を設置、業界自らが対策の検討に乗り出した。

(10・24 道新)

## 寄付金

瀬谷いと 一〇、〇〇〇円

## 会報・寄贈図書

○「POLITICA」No.76

〒391 長野県茅野市玉川2262

炉辺社 原 伊市方

○「日本ナショナルトラスト報」

No.248

〒100 東京都千代田区丸の内2-4

1-1 丸ビル336

(財)観光資源保護財団

○「石川の自然」No.112

〒921 金沢市三馬1-14

荒木孝三方

石川県自然保護協会

○「くらしを洗う」No.7

〒060 札幌市中央区北4西12

ほくろうビル1F

くらしを洗う!

さっぽろ市民連絡会

○「都市と自然」No.164

〒531 大阪市北区豊崎2丁目4

1-5

岸本ビル2F

(財)大阪自然環境保全協会

○「全国自然通信」No.56

〒114 東京都北区王子本町1-25

1-22

全国自然保護連合事務局

○「宮城の自然監察」'89夏・秋

〒986 宮城県石巻市泉町4-11

1-32

県教員宿舍402号 橋口方

宮城県自然観察指導員連絡会

○「季刊グリーンピース」No.2

〒170 東京都豊島区東池袋1-31

1-2-302

グリーンピース日本連絡事務所

○「ネットワークニュース」'89

10月・11月

〒690 松江市西津田1丁目5-17

平井芳江方

しみみネットワーク

○「会報」No.50

〒042 函館市榎本町1-17

宗像英雄方

南北海道自然保護協会

## ～アンケートにお答え下さい～

連合で取り組むべき課題や記事について、ご意見をお寄せ下さい。

アンケートは郵送でも、事務局会(毎水曜日8時より、90年第1回目は17日)の時に持参されてもOKです。

○事務局会では行政施策の「リゾート化」についての学習会を予定しています。

ゆうかんぱらど



ゴルフ場の新設  
ラッシュが続く道  
内、一帯に広がる  
もなごころゴルフの  
人気を押し、思えば  
リゾート地開発の目  
玉として本道が注  
目をされている。地味  
な開発に賛成する  
一方、森林の破壊  
や環境にもよる再

「ゴルフ場の新設ラッシュが続く道内、一帯に広がるもなごころゴルフの人気を押し、思えばリゾート地開発の目玉として本道が注目をされている。地味な開発に賛成する一方、森林の破壊や環境にもよる再...」

「ゴルフ場の新設ラッシュが続く道内、一帯に広がるもなごころゴルフの人気を押し、思えばリゾート地開発の目玉として本道が注目をされている。地味な開発に賛成する一方、森林の破壊や環境にもよる再...」

緑を守ろう

消費者の目で開発ラッシュを監視するゴルフ場問題全国連絡会事務局長の

神原 昭子 氏



ブルドーザーが走り回り、造成が進むゴルフコース。札幌市東区、札幌ゴルフ倶楽部新設コース。11月、開場予定。

「ゴルフ場の新設ラッシュが続く道内、一帯に広がるもなごころゴルフの人気を押し、思えばリゾート地開発の目玉として本道が注目をされている。地味な開発に賛成する一方、森林の破壊や環境にもよる再...」



消費者の目で監視

もういらぬゴルフ場

「ゴルフ場の新設ラッシュが続く道内、一帯に広がるもなごころゴルフの人気を押し、思えばリゾート地開発の目玉として本道が注目をされている。地味な開発に賛成する一方、森林の破壊や環境にもよる再...」



「ゴルフ場の新設ラッシュが続く道内、一帯に広がるもなごころゴルフの人気を押し、思えばリゾート地開発の目玉として本道が注目をされている。地味な開発に賛成する一方、森林の破壊や環境にもよる再...」

「ゴルフ場の新設ラッシュが続く道内、一帯に広がるもなごころゴルフの人気を押し、思えばリゾート地開発の目玉として本道が注目をされている。地味な開発に賛成する一方、森林の破壊や環境にもよる再...」

1942年(昭和17年)生まれ。47歳。東京生まれ。中央大学法学部卒業後、青木書店(東京)で編集の仕事に携わる。退職後、札幌区立消費者センターの設立・運営に力をつくす。朝日新聞記者連盟にも参加。「もういらぬゴルフ場」(同連盟)を執筆。夫の勝さん(47)は空知管内前田町出身で昨年4月、北大法学部教授に就任したことから、ともに札幌へ。子供は大学生と高校生の1男1女。

ひどい森林破壊と農薬汚染

「ゴルフ場の新設ラッシュが続く道内、一帯に広がるもなごころゴルフの人気を押し、思えばリゾート地開発の目玉として本道が注目をされている。地味な開発に賛成する一方、森林の破壊や環境にもよる再...」

新年会と講演のお知らせ

- 日時 90年1月20日(土)午後4時より講演、6時より新年会
  - 会場 札幌 "クリスチャンセンター" (北区北7西6、011-736-3388)
  - 講師 神原昭子氏 (日本消費者連盟・ゴルフ場問題全国連絡会)
  - テーマ ゴルフ場と森と暮し(仮題)
- 新年会の申し込みはハガキで連合事務局までお願いいたします。会費は2,000円の予定です。

- |        |                 |        |                              |
|--------|-----------------|--------|------------------------------|
| 11月7日  | ○常務会の通知発送       | 12月5日  | ○「北の自然」No.42発想               |
| 11月22日 | ○事務局会           |        | ○通信89-8発送                    |
| 11月24日 | ○札幌の自然を守る会総会    | 12月8日  | ○「森林の保健機能増進に関する特別措置法」廃案要請書発送 |
| 11月27日 | ○知床シンポ報告集打合せ    | 12月13日 | ○事務局会                        |
| 11月29日 | ○常務委員会(連合事務所にて) |        | (知床シンポ報告集<br>テープ起こし分担)       |

### 編集後記

○新年あけましておめでとうございます。「環境元年」は北海道にとってはリゾート開発ブームに浮き足立った一年でした。映像や活字によって政府主催の国際会議が華々しく報ぜられ、各国における環境破壊の実情が生々しく伝えられ、環境問題が一般的な話題にはなったのですが、その一方で、足元の生態系がドンドン貧弱になって行くのは何故でしょうか。

○思うのですが僕たちは行政や開発に必要な手続について、あまりに無知なのではないかと。相手方は実際に事業を行う当事者で本気です。それにひきかえ市民にとっては手続きなどは毎日の暮しとは関係の無いことですが、少々見すこしが過ぎたのではないかと。

○新しい10年は僕たちがもつと社会のしくみを知っていく時代になりたいものです。  
(宇仁)

一九九〇年一月一日

発行者 北海道自然保護連合

代表者 稲田 孝治

編集者 宇仁 義和

事務所 札幌市東区北二十条東一丁目

前田ビル二〇三号

電話(011) 七四二一三三六一

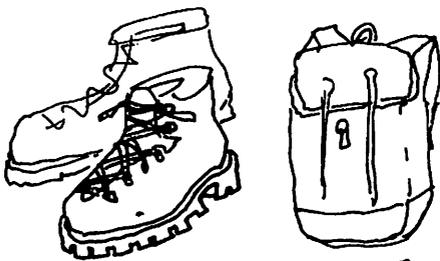
振替口座 小樽一四〇七一

賛助会員年間

一口三〇〇〇円

北の自然隔月発行

印刷 北海道機関紙印刷所



登山  
キャンピング  
カー  
アウトドア用品

## 北海道、山、店 秀岳荘

営業時間/AM10:00~PM7:00 定休日/毎週月曜日

札幌本店 札幌市北区北12条西3丁目 ☎(011)726-1235

旭川店 旭川市7条8丁目左2号 ☎(0166)23-3416  
(専用駐車場完備)